

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1)大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市丘陵土地区画整理事業 B-7 街区 1 及び 2 画地

WHATAWON

(2)大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を行った日

令和 5 年 7 月 5 日

(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 5 年 7 月 5 日付で届出のあった「WHATAWON」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第 8 条第 4 項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 5 年 7 月 5 日付で届出のあった「WHATAWON」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

・ 駐車場からの騒音への対応として、届出書に記載されている荷捌き車両、廃棄物収集車両、従業員車両へのアイドリング防止の指導に加えて、来店客車両についても表示板等によるアイドリング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずること

・ 荷捌き車両について、岸和田和泉インターチェンジから計画地への経路を運行する際、山直南小学校の指定通学路と交錯する等、荷捌き車両の搬出入経路上に通学路が位置する場合は、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うこと

・ 計画地北側の第二種住居地域に住宅が建った場合、当該地域の生活環境について配慮すること。

以上